監 第 26 号 令和3年8月26日

塩竈市長 佐藤光樹殿

塩竈市監査委員 福 田 文 弘 塩竈市監査委員 香 取 嗣 雄

健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、 令和2年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそ の算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

令和2年度 健全化判断比率審查意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項 を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月12日から同年8月26日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。 なお、審査対象項目の比率は下記のとおりである。

記

(単位:%)

項目		健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	
1	実質赤字比率	_	13.01	20. 00	
2	連結実質赤字比率		18. 01	30. 00	
3	実質公債費比率	5.3	25. 0	35. 0	
4	将来負担比率	_	350. 0	_	

健全化判断比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく健全化判断比率の状況は次表のとおりである。

1 実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・標準財政規模:決算統計における「標準財政規模」+「臨時財政対策債発行可能額」

(単位:千円、%)

(1)収入 (1)-(2)-(3) (1)収入 (2)支出 (3)翌年度に繰り越すべき財源 (85, 290 807, 203 △12 (1)分共用地先行取得事業実質収支額 (1)-(2)+(3) (1)分共用地先行取得事業実質収支額 (1)-(2)-(3) (1)の (1)-(2)-(3) (25, 964, 161 10, 429 (24, 101, 866 10, 465 (290 807, 203 △12 (290 807, 203 △12 (290 807, 203 △12 (290 807, 203 △12 (290 807, 203 △12 (290 807, 203 △27 (290 807, 203 △27 (290 807, 203 807, 203 △27 (290 807, 203 807, 203 △27 (290 807, 203 807, 203 △27 (290 807, 203 807, 203 △27 (290 807, 203	遊額 増減 85,811 8 29,864 40 65,966 43 21,913 △15 48,100 △90
実質収支額 (1)-(2)-(3) 1,140,903 1,055,092 85 (1)収 入 36,394,025 25,964,161 10,425 (2)支 出 34,567,832 24,101,866 10,465 (3)翌年度に繰り越すべき財源 685,290 807,203 △127 (1)公共用地先行取得事業実質収支額 (1)+(2)+(3) △27,399 △275,499 248 (1)公共用地先行取得事業実質収支額	29, 864 40 65, 966 43 21, 913 △15
(2)支出 34,567,832 24,101,866 10,466 (3)翌年度に繰り越すべき財源 685,290 807,203 △12 2 特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質収支額 (1)+(2)+(3) △27,399 △275,499 248 (1)公共用地先行取得事業実質収支額	65, 966 43 21, 913 △15
(3)翌年度に繰り越すべき財源 685,290 807,203 △122 2 特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質収支額 (1)+(2)+(3) △27,399 △275,499 248 (1)公共用地先行取得事業実質収支額	21, 913 △15
2 特別会計のうち普通会計に相当する会 計の実質収支額 (1)+(2)+(3) △27,399 △275,499 248	,
計の実質収支額 (1)+(2)+(3) △27,399 △275,499 248 (1) 公共用地先行取得事業宝質収支額	18, 100 △90
(1)公共用地先行取得事業実質収支額	
	26, 552 △39
①収 入 0 0	0
②支 出 40,498 67,050 △26	26, 552 △39
③翌年度に繰り越すべき財源 0 0	0
(2)北浜地区復興土地区画整理事業実質収支額 12,875 △208,673 ①-②-③ 12,875	21, 548 △106
①収 入 154,546 50,947 103	03, 599 203
②支 出 107,995 111,075 △3	∆3, 080 △2
③翌年度に繰り越すべき財源 33,676 148,545 △114	14, 869
(3) 藤倉地区復興土地区画整理事業実質収支額 ①-②-③ 224 224	0 0
①収 入 224 14,340 △14	14, 116
②支 出 0 14,116 △14	14,116 皆
③翌年度に繰り越すべき財源 0 0	0
実質収支額 1+2 1,113,504 779,593 333	33, 911 42
一般会計等の実質赤字額 A △1,113,504 △779,593 △333	33, 911 42
標 準 財 政 規 模 B 12,371,721 12,231,772 139	39, 949 1
うち臨時財政対策債発行可能額 550,606 587,829 △37	37, 223 △6
実質赤字比率(%) A/B×100 △9.00 △6.37 △	△2. 63

[※] 収入及び支出額は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものである。

[※] 実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

2 連結実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた 会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位:千円、%)

(単位:十円、%)					
	算 定 基 礎 項 目	令和2年度	令和元年度	増 減 額	増減率
1 一般会計及び公営企業以外の特別会計					
1	イ 実質赤字を生じた事業会計 なし	0	0	0	_
ノ	、 実質黒字額を生じた事業会計	1, 168, 268	818, 775	349, 493	42. 7
	(1)一般会計	1, 072, 954	773, 368	299, 586	38. 7
	(2)国民健康保険事業特別会計	35, 261	33, 494	1, 767	5. 3
	(3)介護保険事業(保険事業勘定)特別会計	13, 097	981	12, 116	1, 235. 1
	(4)後期高齢者医療事業特別会計	6, 406	4, 707	1, 699	36. 1
	(5)北浜地区復興土地区画整理事業特別会計	40, 550	6, 001	34, 549	575. 7
	(6)藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計	0	224	△224	皆減
3	実質収支額が0円の事業会計	0	0	0	_
	(1)公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	-
	(2)介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計	0	0	0	-
2 ±	地方公営企業の特別会計				
	コ 資金不足を生じた会計 なし	0	0	0	-
= =	ニ 資金剰余金を生じた会計	2, 014, 636	1, 740, 265	274, 371	15.8
	(1)下水道事業会計	417, 589	50, 133	367, 456	733. 0
	(2) 市立病院事業会計	38, 330	22, 082	16, 248	73. 6
	(3)水道事業会計	1, 558, 717	1, 666, 993	△108, 276	△6. 5
	(4)(漁業集落排水事業特別会計)	0	1,057	△1, 057	皆減
]	資金の過不足が生じなかった事業会計	0	0	0	_
	(1)交通事業特別会計	0	0	0	-
	(2)魚市場事業特別会計	0	0	0	-
連	連 結 実 質 赤 字 額 A (イ+ロ) - (ハ+ニ)	△3, 182, 904	△2, 559, 040	△623, 864	24. 4
標	票 準 財 政 規 模 B	12, 371, 721	12, 231, 772	139, 949	1. 1
	うち臨時財政対策債発行可能額	550, 606	587, 829	△37, 223	△6.3
	連結実質赤字比率(%) A/B×100	△25.72	△20.92	△4.80	_

[※] 実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

3 実質公債費比率

地方財政健全化法の算定方法

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (3ヵ年平均)

- ・準元利償還金:イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年 当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てた と認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホー時借入金の利子

(単位:千円、%)

算定基礎項目	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
1 地方債の元利償還金	1, 805, 177	1, 894, 654	2, 033, 333	
2 準元利償還金	1, 229, 724	1, 420, 107	1, 256, 545	
イ 元金償還金相当	0	0	0	
ロ 公営企業債の償還の財源	1, 202, 206	1, 382, 572	1, 231, 174	
ハ 一部組合等の地方債の償還財源	25, 370	31, 565	18, 582	
ニ 債務負担行為で公債費に準ずるもの	2, 148	5, 970	6, 789	
ホ 一時借入金利子	0	0	0	
3 特定財源	599, 646	515, 016	506, 454	
4 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2, 004, 024	2, 169, 921	2, 214, 824	
5 標準財政規模	12, 371, 721	12, 231, 772	12, 147, 520	
うち臨時財政対策債発行可能額	550, 606	587, 829	710, 123	
単年度実質 $\frac{(1+2) - (3+4)}{5-4} \times 100$	(1)	(2)	(3)	
公債費比率 5-4 7100	4. 159	6. 260	5. 725	
実質公債費比率(%) (1) + (2) + (3) (3 ヵ年平均) 3	5.38			

※ 前年度比率 (平成 29~令和元年度) 6.24%

4 将来負担比率

地方財政健全化法の算定方法

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 = 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

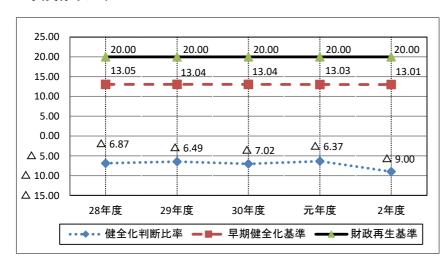
- ・将来負担額:イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該 債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額: イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(単位:千円、%)

算定基礎項目		令和2年度	令和元年度	増 減 額	増減率
1	将来負担額	34, 894, 893	37, 469, 412	$\triangle 2, 574, 519$	△6.9
	イ 地方債の現在高	18, 394, 183	18, 584, 196	△190, 013	△1.0
	ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	2, 148	2, 148	0	0.0
	ハ 公営企業債等繰入見込額	11, 945, 738	14, 724, 369	$\triangle 2,778,631$	△18.9
	二 組合等負担等見込額	892, 349	339, 295	553, 054	163.0
	ホ 退職手当負担見込額	3, 591, 131	3, 630, 117	△38, 986	△1.1
	へ 設立法人への負担見込額	69, 344	189, 287	△119, 943	△63.4
	ト 連結実質赤字額	0	0	0	-
	チ 組合等連結実質赤字額見込額	0	0	0	_
2	充当可能基金額	9, 417, 027	7, 095, 795	2, 321, 232	32.7
	(1)財政調整基金	1, 499, 659	1, 576, 627	△76, 968	△4.9
	(2)市債管理基金	95, 274	272, 931	△177, 657	△65. 1
	(3)国民健康保険事業財政調整基金	1, 345, 828	1, 365, 386	△19, 558	△1.4
	(4)介護保険事業財政調整基金	426, 194	378, 097	48, 097	12.7
	(5) 市営住宅基金	2, 570, 173	0	2, 570, 173	皆増
	(6) ふるさとしおがま復興基金	2, 158, 516	2, 230, 841	\triangle 72, 325	△3.2
	(7)災害救助支援基金	84, 343	82, 196	2, 147	2.6
	(8) 庁舎建設基金	598, 226	553, 669	44, 557	8.0
	(9)カメイこどもの夢づくり基金	58, 709	58, 659	50	0.1
	(10)ミナト塩竈まちづくり基金	530, 517	539, 611	△9,094	△1.7
	(11)海難交通遺児教育手当基金	35, 682	35, 588	94	0.3
	(12)森林環境整備基金	6, 846	2, 190	4,656	212.6
	(13)子どもスポーツ奨励基金	7,060	0	7,060	皆増
3	特定財源見込額	5, 761, 831	6, 581, 563	△819, 732	△12.5
	都市計画税	3, 137, 923	3, 680, 639	$\triangle 542,716$	△14. 7
	その他	2, 623, 908	2, 900, 924	△277, 016	△9.5
4	基準財政需要額算入見込額	23, 547, 307	24, 124, 702	△577, 395	△2.4
5	標準財政規模	12, 371, 721	12, 231, 772	139, 949	1.1
6	基準財政需要額算入額	2, 004, 024	2, 169, 921	△165, 897	△7.6
将来	€負担比率(%) (1-(2+3+4))/(5-6)×100	△36.95	△3.30	△33. 65	_

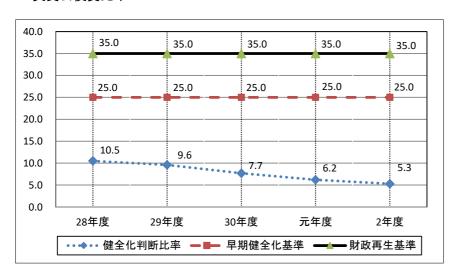
健全化判断比率の推移

1 実質赤字比率



(注)健全化判断比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

3 実質公債費比率

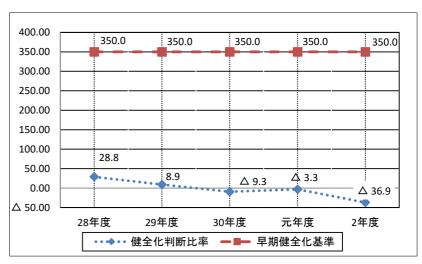


2 連結実質赤字比率



(注)健全化判断比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

4 将来負担比率



(注)健全化判断比率は、負担が生じない年度マイナスで表示している。